



自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等

・最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金





令和6年11月1日道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました





酒気帯び運転および幇助



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に 乗りながら通話する行為、画面を注視する行為 が新たに禁止され、罰則の対象となりました。 **停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金





自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や 同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備 されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は 自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復 して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。